

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 4月21日
【会社名】	株式会社アスコット
【英訳名】	Ascot Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加賀谷 慎二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目 1番30号
【電話番号】	03 - 6721 - 0248 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 豊泉 謙太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目 1番30号
【電話番号】	03 - 6721 - 0245
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 豊泉 謙太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成29年4月19日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年4月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

ア．第2号議案の「第三者割当による募集株式発行の件」に備えるとともに、新株式発行後も状況に応じて必要な資金調達を機動的に行うことを可能とするため、発行可能株式総数を増加させることにつき、承認を求めるものであります。

イ．近時の会社法改正に伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役の責任免除及び監査役の責任免除に関する規定の一部を変更することにつき、承認を求めるものであります。

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、第三者割当による募集株式を発行することにつき、承認を求めらるものであります。

本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の十分の一以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

第3号議案 新株予約権（有償ストックオプション）の発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対してストックオプション付与を目的として新株予約権を発行すること、並びにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社の取締役会に委任することにつき、承認を求めらるものであります。

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として、羅怡文氏を選任するものであります。

第5号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

繰越利益剰余金の欠損の填補並びに今後の株主還元の充実並びに財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えることにつき、承認を求めらるものであります。

第6号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第5号議案の資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金を、欠損填補に充てるため、繰越利益剰余金に振り替えることにつき、承認を求めらるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	153,732	3,834	-	(注)1	可決(97.56%)
第2号議案	153,480	4,086	-	(注)1	可決(97.40%)
第3号議案	153,880	3,686	-	(注)3	可決(97.66%)
第4号議案 羅 怡文	154,226	3,340	-	(注)2	可決(97.88%)
第5号議案	153,960	3,606	-	(注)1	可決(97.71%)
第6号議案	153,951	3,615	-	(注)3	可決(97.70%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注)2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。